

## 人文・経済地理関連学会協議会 要綱

### 第1条 組織の性格

人文・経済地理関連学会協議会（以下、本協議会という）は、人文・経済地理及び地域教育（地理教育を含む）に関連する学協会等の学術団体（以下、学会と称する）を母体とし、それらが連携して人文・経済地理及び地域教育にかかわるさまざまな問題を協議するための組織とする。

### 第2条 目的と活動

本協議会は、以下の事項を主たる目的として活動する。ただし、それらは加入している各学会等の活動を束縛したり、制限したりするものではない。

- (1) 人文・経済地理及び地域教育に関連する学問分野が、日本の学術界や一般社会において適正な位置づけを得られるための活動。
- (2) 人文・経済地理及び地域教育に関連する学問分野にもとづく教科が、日本の初等教育・中等教育・高等教育において充実した内容をもつようにするための活動。
- (3) 人文・経済地理及び地域教育に関連する学問分野の国際化を推進するための活動。
- (4) 加入する学会間の相互の情報交換の場の設定。
- (5) 加入する学会の活動の相互支援。
- (6) その他、本協議会が必要と認めたもの。

### 第3条 加入および加入の資格

人文・経済地理及び地域教育に関連する学問分野にかかわる学会で、加入の申請があれば、総会の審議をへて決定する。ただし、第19期日本学術会議人文地理学研究連絡委員会及び地理学研究連絡委員会（地図学研究連絡委員会を含む）に参加、またはオブザーバーとして参加していた学会は、審議をへることなく加入することができる。

2 学会の連合組織も本協議会に加入することができる。ただし、その連合に加盟している学会は、個別に本協議会に加盟することをもって正規の加入学会として扱う。

### 第4条 退会

加入している学会は、いつの時点でも事務局に通告して本協議会を退会することができる。

### 第5条 総会

本協議会の意志決定機関として総会をおく。加入する学会は代表委員1名を総会に出すものとする。連合組織として加入している団体は、その加盟学会の数にかかわらず、代表委員は1名とする。なお参

加していない学会も、総会にオブザーバーを出席させることができる。

2 総会で議決が必要な場合は、原則として多数決による。ただし重要事項に関してはこの限りではない。

3 総会は年に1回開催する。

## 第6条 役員

本協議会に次の役員をおく。

(1)議長1名

議長は、本協議会を代表し、一切の会務を統括する。

(2)副議長1名

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその代理を務める。

(3)運営委員若干名

運営委員は、本協議会の運営のために必要な実務を分担する。運営委員の人数は、協議会の活動に応じて議長が総会にはかって決定する。

## 第7条 運営委員会

本協議会の活動を企画し、実行するために運営委員会をおく。運営委員会は議長・副議長および運営委員で構成する。運営委員会は必要に応じて開催され、合議により本協議会の業務を行うとともに、その活動を総会に報告し承認を得る。

## 第8条 役員の選出及び任期

議長は総会において、出席する学会の代表委員の協議により選出される。議長には、日本学術会議会員が就くことが望ましい。

2 副議長および運営委員については、代表委員の中から議長が任命する。ただし議長が必要と認めたときは、加入学会の会員であれば、代表委員以外のものを運営委員に加えることができる。

3 原則として、議長の任期は3年、副議長と運営委員の任期は2年とする。

## 第9条 事務局および費用負担

本協議会の発足にあたって、事務局を人文地理学会におく。ただし今後の運営については、運営委員会で協議する。本協議会の運営に関して、加入する学会に当分は費用の負担は求めない。

本要綱の承認：平成18年3月27日（第1回総会）

改正：平成27年3月27日（第7回総会）

改正：平成30年3月21日（第10回総会）